

日野町監査委員告示第19号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和5年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和5年12月22日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監査場所 令和5年11月1日（水）午前10時55分～午前11時40分
日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 住民課
4. 監査対象
主たる監査事項 住民課の分掌する事務全般についておよび次の事項について
○マイナンバーカードの交付事務の状況、諸証明コンビニ交付サービスの現状と課題について
5. 監査手続 令和5年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 当町のマイナンバーカードの交付率は69.6%である。全国平均に比べて低調ではあるが、交付事務については時間外延長受付、休日交付、オンライン申請補助等によって申請・受取しやすい窓口対応に大変努力されたと見受けられる。今後、国の制度改正によってマイナンバーカードの利用範囲が拡大されることも予測される。市町村は申請・交付事務を担っており、当町においても希望する人には迅速かつ正確に対応いただくよう引き続きお願いしたい。
コンビニ交付サービスによる発行枚数は、マイナンバーカードの発行枚数が増えたことに伴い、令和元年度の諸証明発行件数合計337通から令和4年度には2,002通と増えてきている。利用時間が午前6時30分から午後11時までと長く、全国のコンビニで交付ができることから利便性が高いが、一方でそのシステム運用経費が財政負担となっている面は否めない。コンビニ交付へ誘導を図ることによって窓口交付が減り、結果的に事務量の削減につながれば費用対効果が得られると考える。目下、担当課においてコンビニ交付サービス利用への誘導措置を検討されているので、その効果に期待したい。